

わんこ広場ながおか利用規則

多くの皆様に快適かつ安全に楽しんで頂くために、次の利用規則を守ってください。
利用資格は、以下の利用規則を守れる方です。

- 1 利用登録をしてください。登録は、年一回更新してください。
- 2 利用登録の際は、鑑札または狂犬病予防注射済票を御持参ください。
登録用紙に必要事項を御記入していただきますと、合鍵をお渡しします。その際、実費をいただきます。なお、鍵の譲渡は絶対にしないでください。
- 3 犬以外の動物の御利用は、できません。
利用するときは、備え付けの利用ノートに必要事項（利用日、利用時間、鍵番号）を御記入の上、ご利用ください。
- 4 15歳以下の児童・生徒は、保護者同伴で御利用ください。
- 5 次の状態の犬は入場できません。
 - (1) 行政機関への飼い犬登録をしていない。
 - (2) 狂犬病予防注射を接種していない。
 - (3) ノミ、ダニ等の外部寄生虫が寄生している。
 - (4) 回虫・条虫等の内部寄生虫が寄生している。
 - (5) 伝染性の皮膚疾患に罹患している。
 - (6) 発情期間中の雌犬。
- 6 愛犬が他の犬や人に対して次のような行動をした際は、速やかに止めてください。
 - (1) マウンティング、 (2) 追い回し、 (3) 興奮して吠え続ける
- 7 愛犬の排泄物は飼い主が責任を持って適切に処理してください。
また、場内でのブラッシング・グルーミング等をご遠慮ください。
おしっこは希釈した木酢を噴霧してください。ウンチは必ず持ち帰ってください。
- 8 おもちゃ（フリスビーやボール等）は、周りに居る方の許可を得てから使用してください。
- 9 おやつは、ご自分の愛犬以外に与えないでください。
また、場内での人の飲食、喫煙は御遠慮ください。
- 10 場内での事故・怪我につきましては、当方では責任をもてません。
飼い主が十分に管理してください。トラブル等は当事者間で解決してください。
- 11 愛犬が人に危害を加えた場合、犬の飼い主及び犬に危害を加えられた人は、新潟県動物の愛護及び管理に関する条例により届け出が必要ですので、長岡保健所（TEL：0258-33-4936）へ連絡してください。
- 12 この施設は、国土交通省信濃川河川事務所から設置の許可を受けていますが、隣接するヘリポートの使用が優先されます。離発着時に風や音が発生しますので、御理解ください。
- 13 ヘリポート周辺には、絶対に駐車しないでください。

※ トラブル防止のため5種以上の混合ワクチンの定期的な接種をお願いします。

●利用登録問い合わせ先【長岡愛犬友の会】※括弧内の時間は応対可能時間

諸橋：080-2057-8730（9:00～20:00）、 柿倉：090-5781-0514（9:00～15:00）

平澤：090-2475-9029（12:00～15:00）、 小林：090-2424-6215（17:00～20:00）

●施設管理者【長岡市環境業務課】 TEL：0258-24-2837